

## 5-4 悪臭

本事業では、施設の稼働に伴って周辺住居地域に対して悪臭の影響が想定されることから、悪臭に係る調査、予測及び評価を実施した。

### 5-4-1 現況調査

既存資料の収集・整理を行うとともに、対象事業実施区域及びその周辺の悪臭の現況を把握し、予測に係る基礎資料を得るため、現地調査を実施した。

#### 1. 調査すべき情報

調査すべき情報を表 5-4.1 に示す。

表 5-4.1 調査すべき情報

調査すべき情報	
悪臭の状況	特定悪臭物質 (22 物質)、臭気指数
気象の状況	地上気象 (風向・風速・気温・湿度・日射量・放射収支量)、 上層気象 (風向・風速・気温の鉛直分布)

#### 2. 調査手法

調査手法を表 5-4.2 に示す。

表 5-4.2 調査手法

調査すべき情報		調査手法
悪臭の状況	特定悪臭物質 (22 物質)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年環境庁告示第 9 号) に定める方法
	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環境庁告示第 63 号) に定める方法
気象の状況	地上気象	「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象庁) に基づき、風向風速計、日射量計及び放射収支量計等により測定
	上層気象	「高層気象観測指針」(平成 16 年、気象庁) に基づき、レーウィンゾンデにより地上 1,500m まで 50m ごとに観測

### 3. 調査地域及び調査地点

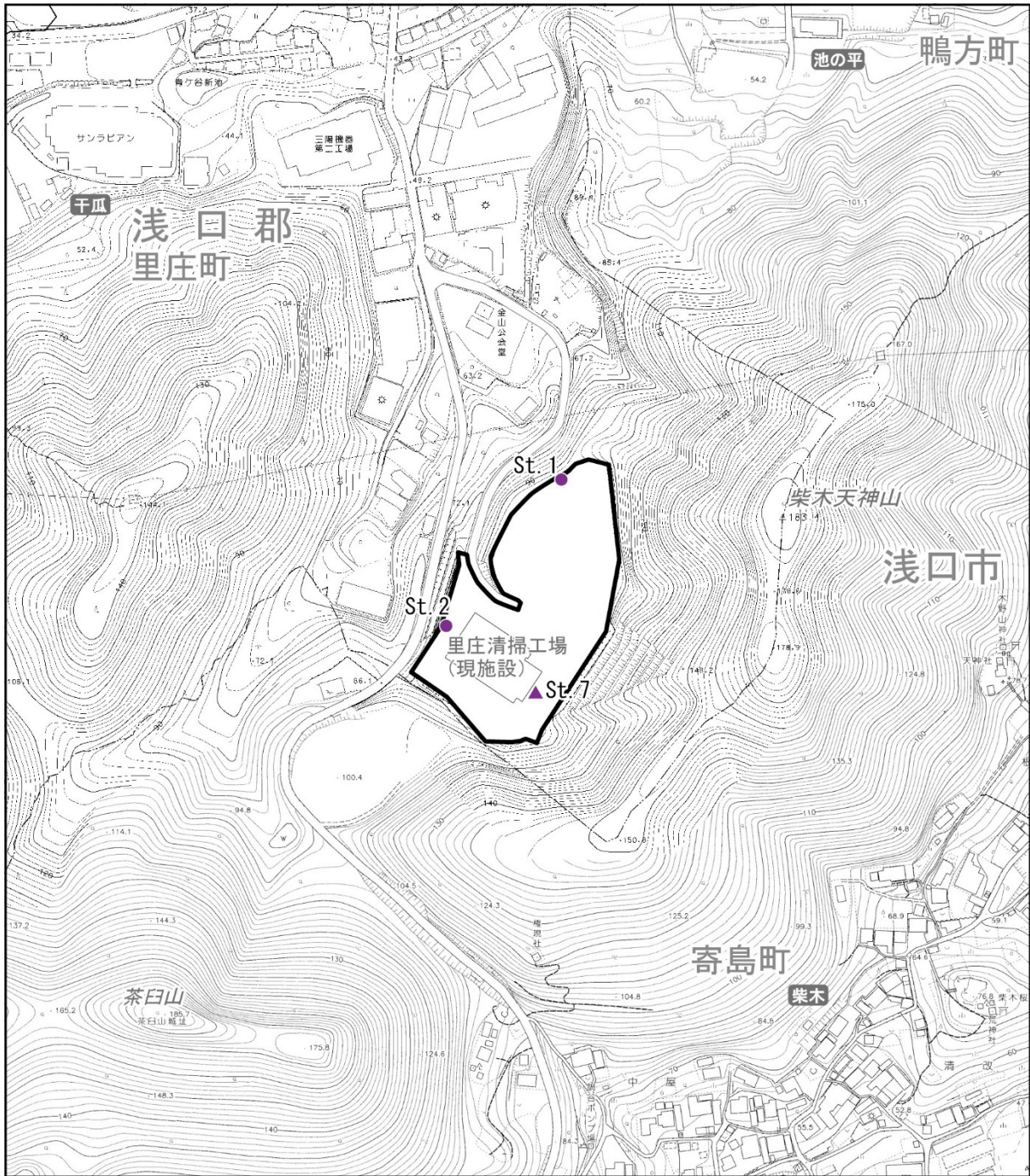
調査地域は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）を参考に、特定悪臭物質ごとの拡散の特徴を踏まえ、施設の稼働による影響を受けるおそれがある、対象事業実施区域及びその周辺約 2.0km の範囲とした。施設からの悪臭の漏洩による影響については、対象施設周辺の人家等が存在する地域とした。

悪臭の状況に係る調査地点は表 5-4.3、図 5-4.1 及び図 5-4.2 に示すとおり、施設からの悪臭の漏洩による影響を的確に把握できる対象事業実施区域敷地境界 2 地点及び煙突排ガス等による悪臭の影響を的確に把握できる対象事業実施区域周辺 4 地点とした。また、現施設（里庄清掃工場）からの発生強度を把握するため現施設煙道においても臭気濃度を調査した。

気象の状況に係る調査地点は、「5-1 大気質 5-1-1 現況調査 3. 調査地域及び調査地点」に示すとおりである。

表 5-4.3 調査地点（悪臭の状況）

区分	No.	調査地点	選定理由
敷地境界	St. 1	対象事業実施区域敷地境界（北側）	計画施設周辺の悪臭の現況を把握するために設定
	St. 2	対象事業実施区域敷地境界（西側）	現施設周辺の悪臭の現況を把握するために設定
周辺	St. 3	池の平団地公会堂	対象事業実施区域北側における悪臭の現況を把握するために設定
	St. 4	高井地区地内	対象事業実施区域東側における悪臭の現況を把握するために設定
	St. 5	干瓜公会堂	対象事業実施区域西側における悪臭の現況を把握するために設定
	St. 6	柴木公民館	対象事業実施区域南側における悪臭の現況を把握するために設定
煙道	St. 7	煙道	現施設煙道における悪臭の現況を把握するために設定

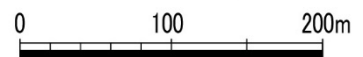


凡 例

-  対象事業実施区域
-  悪臭調査地点
-  悪臭調査地点 (煙道)



SCALE 1 : 5,000



この地図は、里庄町都市計画図及び浅口市都市計画図をもとに作成した。

図 5-4.1 調査地点位置図 (敷地境界・煙道)



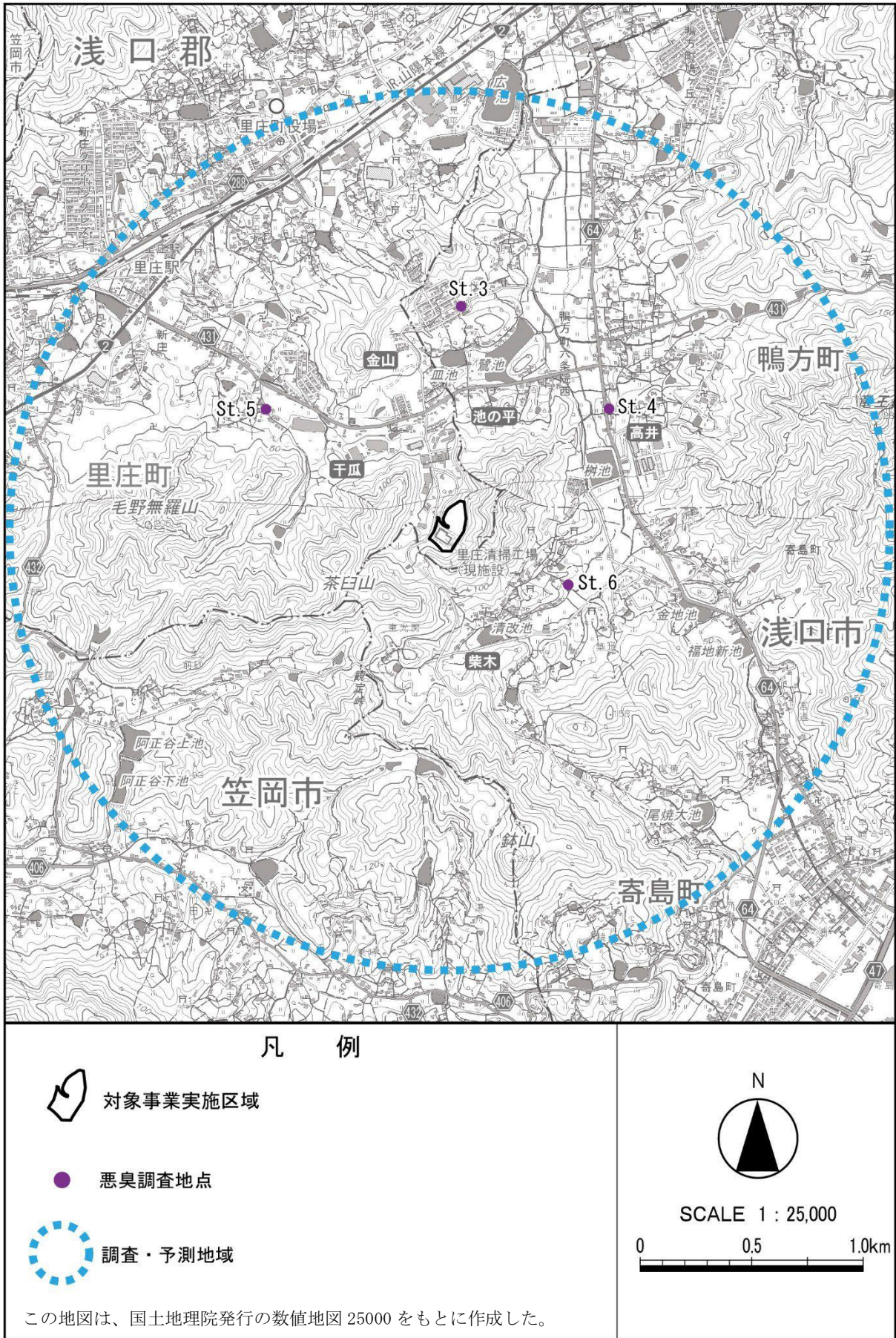


図 5-4.2 調査地点位置図（周辺）

#### 4. 調査期間等

調査期間を表 5-4.4 に示す。

調査期間は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切に把握できる期間及び時期等とした。

また、気象の状況に係る調査の調査期間は「5-1 大気質 5-1-1 現況調査 4. 調査期間等」に示すとおりである。

表 5-4.4 調査期間等

調査すべき情報		調査日程
悪臭の状況	特定悪臭物質 (22 物質) 臭気指数	現施設が稼働する夏季の平日に 2 回実施した。 第 1 回：令和 3 年 6 月 22 日 (火) 第 2 回：令和 3 年 8 月 31 日 (火)

注)「St.7 煙道」は、第 2 回調査のみ実施した。

#### 5. 調査結果

##### (1) 悪臭の状況

###### 1) 対象事業実施区域敷地境界

対象事業実施区域敷地境界における調査結果を表 5-4.5 に示す。

アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド及びノルマルブチルアルデヒドを除く全てが定量下限値未満であった。また、全ての項目が敷地境界における規制基準を満足していた。

臭気指数は、全地点で 10 未満であった。

###### 2) 周辺地点

対象事業実施区域周辺の地点における調査結果を表 5-4.6 に示す。

アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド及びノルマルバレルアルデヒドを除く全てが定量下限値未満であった。また、臭気指数は、全地点で 10 未満であった。

###### 3) 現施設煙道

現施設煙道における調査結果を表 5-4.7(1)～(2)に示す。

アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド及びイソバレルアルデヒドを除く全てが定量下限値未満であった。また、臭気指数は 30 であり、臭質は酸臭・化学薬品臭であった。

表 5-4.5 調査結果（対象事業実施区域敷地境界）

項目	単位	第1回調査		第2回調査		規制基準
		St.1	St.2	St.1	St.2	
アンモニア	ppm	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2
メチルメルカプタン	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.004
硫化水素	ppm	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.06
硫化メチル	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.05
二硫化メチル	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03
トリメチルアミン	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.02
アセトアルデヒド	ppm	0.0052	0.0037	0.0058	0.0069	0.1
プロピオンアルデヒド	ppm	0.0005	0.0004	0.0005	0.0008	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0003	0.03
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.02
イソバレールアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.006
イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	4
酢酸エチル	ppm	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	7
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	3
トルエン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	30
スチレン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.8
キシレン	ppm	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	2
プロピオン酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.07
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.004
臭気指数	—	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	—
臭質	—	なし	なし	なし	なし	—

注) 調査対象地域は、「悪臭防止法」に基づく規制地域の指定により第2種区域に指定されている。規制基準は、特定悪臭物質の敷地境界上での規制基準（第1号規制）の第2種区域に適用される基準値を示す。

表 5-4.6 調査結果 (周辺地点)

項目	単位	第1回調査				第2回調査			
		St.3	St.4	St.5	St.6	St.3	St.4	St.5	St.6
アンモニア	ppm	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
メチルメルカプタン	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
硫化水素	ppm	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
硫化メチル	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
二硫化メチル	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
トリメチルアミン	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
アセトアルデヒド	ppm	0.0023	0.0026	0.0043	0.0032	0.0050	0.0048	0.0047	0.0050
プロピオンアルデヒド	ppm	0.0004	0.0004	0.0005	0.0004	0.0006	0.0007	0.0007	0.0006
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	<0.0003	0.0003	0.0003
イソバレールアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	ppm	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
トルエン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
スチレン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
キシレン	ppm	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
プロピオン酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数	—	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満
臭質	—	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

表 5-4.7 (1) 調査結果 (煙道)

項目	単位	第2回調査
		St.7 (煙道)
アンモニア	ppm	<0.2
メチルメルカプタン	ppm	<0.0003
硫化水素	ppm	<0.0008
硫化メチル	ppm	<0.0002
二硫化メチル	ppm	<0.0003
トリメチルアミン	ppm	<0.0009
アセトアルデヒド	ppm	0.011
プロピオンアルデヒド	ppm	0.0012
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0011
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.0002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.0007
イソバレルアルデヒド	ppm	0.0005
イソブタノール	ppm	<0.01
酢酸エチル	ppm	<0.009
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.008
トルエン	ppm	<0.008
スチレン	ppm	<0.008
キシレン	ppm	<0.007
プロピオン酸	ppm	<0.0002
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0001
イソ吉草酸	ppm	<0.0001
臭気指数	—	30
臭質	—	酸臭・化学薬品臭

表 5-4.7 (2) 調査結果 (煙道)

項目	単位	測定値
排ガス温度	℃	169
排ガス流速	m/s	13.4
排ガス流量 (湿り)	m <sup>3</sup> N/h	113,000
排ガス流量 (乾き)	m <sup>3</sup> N/h	91,900

(2) 気象の状況

気象の状況の調査結果は「5-1 大気質 5-1-1 現況調査 5. 調査結果」に示すとおりである。



## 5-4-2 予測及び評価の結果

### 1. 施設の稼働に伴う悪臭の影響（存在及び供用）

#### （1）予測

##### 1) 予測内容

施設の稼働に伴い、対象事業実施区域周辺に及ぼす悪臭の影響について予測した。  
予測内容を、表 5-4.8 に示す。

表 5-4.8 施設の稼働に伴う悪臭の予測内容

予測項目	予測対象時期等
煙突排ガスに含まれる悪臭	施設の稼働による悪臭に係る環境影響が最大となる時期
施設からの悪臭の漏洩	施設の稼働による悪臭に係る環境影響が最大となる時期

##### 2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、悪臭の拡散特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と同様とした。

予測地点は、悪臭の拡散特性を踏まえ、予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、影響が最大になる地点及び調査地点と同様の地点とした。

### 3) 予測の基本的な手法

焼却施設稼働時の煙突排ガスに含まれる悪臭の影響予測は、大気の拡散式（プルーム・パフ式）等に基づく理論計算を基本とした方法とした。

#### ア. 予測手順

##### (ア) 施設稼働時の煙突排ガスに含まれる悪臭

予測計算は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）に基づくプルーム拡散式等により、臭突から排出される臭気の風向中心軸上における臭気濃度を予測した。

##### a. 予測式

予測式は、「5-1 大気質 5-1-2 予測及び評価の結果 4. 施設の稼働に伴う大気質の影響（存在及び供用）」に示した施設の稼働による大気質への影響の短期高濃度予測と同様とした。

また、大気拡散式で得られる臭気濃度は、大気拡散パラメータによる評価時間（3 分）に対する値であるが、悪臭の知覚時間は 30 秒程度とされていることから、以下の式により臭気濃度の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot \left( \frac{t}{t_p} \right)^r = 0.285 \cdot \sigma_{yp}$$

- ここで、 $t$  : 評価時間（悪臭の平均時間：0.5 分）  
 $t_p$  : パスキル・ギフォード線図の評価時間（3 分）  
 $\sigma_y$  : 評価時間  $t$  に対する水平方向拡散幅（m）  
 $\sigma_{yp}$  : パスキル・ギフォード近似関数から求めた水平方向拡散幅（m）  
 $r$  : べき指数（0.7）

臭気濃度から臭気指数への換算は以下の式により行った。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(C)$$

ここで、 $C$  : 予測地点の臭気濃度

## b. 予測条件

### I. 発生源条件

発生源条件を表 5-4.9 に示す。

施設稼働時の予測に用いた臭気指数及び臭気濃度は、現施設の煙道における現地調査結果を採用した。

表 5-4.9 発生源の諸元

項 目		ごみ焼却処理施設
煙突高		59m
煙突頂口径		0.6m
高 質 ご み	排ガス量（湿り）	16,000m <sup>3</sup> N/h/炉
	排ガス量（渴き）	12,300m <sup>3</sup> N/h/炉
	排ガス温度	163℃
	吐出速度	25m/s
臭気指数		30
臭気濃度		1,000

### II. 気象条件

気象条件は、「5-1 大気質 5-1-2 予測及び評価の結果 4. 施設の稼働に伴う大気質の影響（存在及び供用）」に示した施設の稼働による大気質への影響の短期高濃度予測の大気安定度不安定時等の5つの高濃度となるケースにおいて、最も高濃度が出現した気象条件とした。

### III. 予測高さ

予測位置における予測高さは、地上1.5mとした。

#### (イ) ごみ焼却施設からの悪臭の漏洩

施設からの悪臭の漏洩については、現施設における悪臭測定結果及び悪臭防止対策を踏まえて、悪臭の漏洩及び臭気指数の予測を行った。現施設の敷地境界の悪臭測定結果は、前掲の表 5-4.5 に示すとおりである。

#### 4) 予測結果

##### ア. 焼却施設稼働時の煙突排ガスに含まれる悪臭

予測結果を表 5-4. 10 に示す。

最も影響が大きくなる気象条件の最大着地濃度地点における臭気指数は 10 未満であった。このため、その他の予測地点（現地調査地点）についても全て 10 未満であると予測される。

表 5-4. 10 煙突排ガスによる悪臭の予測結果（最大着地濃度地点）

予測項目	単位	最大着地濃度				
		大気安定度不安定時	上層逆転時	接地逆転層崩壊時	ダウンウォッシュ時	ダウンドラフト時
臭気濃度	—	0.3	1.7	0.6	0.1	2.2
臭気指数	—	10未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満
最大着地距離	m	90	480	432	660	240

また、臭気濃度及び臭気指数 10 未満は、表 5-4. 11 に示す関係から、臭気強度として 2.5 未満になると推定される。さらに、臭気強度と特定悪臭物質には、表 5-4. 12 に示す関係があることから、煙突排出ガスに係る特定悪臭物質濃度は、表 5-4. 13 に示すとおりになると予測される。

表 5-4. 11 臭気強度、臭気濃度、臭気指数の関係（目安）

臭気強度	臭気指数	臭気濃度
2.5	10～15	10～30
3.0	12～18	15～70
3.5	14～21	30～100

出典：「嗅覚とにおい物質」（平成 18 年、社団法人におい・かおり環境協会）



表 5-4.12 規制基準が設定される特定悪臭物質名と臭気強度に対応する濃度

特定悪臭物質名	臭気強度に対応する濃度 (ppm)		
	臭気強度 2.5	臭気強度 3.0	臭気強度 3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

出典：「ハンドブック悪臭防止法」（公益社団法人におい・かおり環境協会）

表 5-4.13 煙突排ガスに伴う特定悪臭物質濃度の予測結果

特定悪臭物質名	予測結果 (ppm)
アンモニア	1 未満
メチルメルカプタン	0.002 未満
硫化水素	0.02 未満
硫化メチル	0.01 未満
二硫化メチル	0.009 未満
トリメチルアミン	0.005 未満
アセトアルデヒド	0.05 未満
プロピオンアルデヒド	0.05 未満
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 未満
イソブチルアルデヒド	0.02 未満
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 未満
イソバレルアルデヒド	0.003 未満
イソブタノール	0.9 未満
酢酸エチル	3 未満
メチルイソブチルケトン	1 未満
トルエン	10 未満
スチレン	0.4 未満
キシレン	1 未満
プロピオン酸	0.03 未満
ノルマル酪酸	0.001 未満
ノルマル吉草酸	0.0009 未満
イソ吉草酸	0.001 未満

#### イ. 焼却施設からの悪臭の漏洩

現施設の調査結果によると、敷地境界における特定悪臭物質濃度は規制基準値未満であり、臭気指数は10未満であった。

「ア. 焼却施設稼働時の煙突排ガスに含まれる悪臭」と同様に、表 5-4.11、表 5-4.12及び表 5-4.13の関係から、廃棄物焼却施設の稼働等に伴う施設からの悪臭の漏洩による敷地境界における特定悪臭物質濃度は規制基準値未満となり、臭気指数は10未満となると予測される。

また、計画施設では後述する環境保全措置として、脱臭設備や悪臭の漏洩防止等の悪臭防止対策を講じる計画であるため、周辺への悪臭の影響はさらに低減するものと考えられる。

## (2) 環境保全措置

### 1) 事業計画上実施することとしている環境保全措置

施設の稼働に伴う悪臭の影響を回避または低減するため、以下に示す環境保全措置を講じることとしている。

- ・脱臭設備の設置：施設稼働時には、ごみピットから発生する空気は焼却炉の燃焼用空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解を行い、全炉停止時又は必要に応じて1炉運転時には脱臭装置を通し、屋外に排出する。
- ・悪臭の漏洩防止：ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止するとともに、プラットフォーム出入口には高速シャッター及びエアカーテンを設置して臭気対策を講ずる。

## (3) 事後調査

煙突排ガスからの悪臭の影響予測で採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分蓄積されているものであり、予測の不確実性は小さい。さらに、採用する環境保全措置の効果についても不確実性は小さいと考えられる。

ただし、今後の実施設計において、焼却施設等の形状・構造・配置等が変更となることも考えられるため、施設の稼働に伴う悪臭に係る調査を実施する。

## (4) 評価

### 1) 評価の手法

#### ア. 環境影響の回避・低減に係る評価

対象事業の実施により施設の稼働に伴う悪臭の影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

#### イ. 環境保全に関する施策との整合性に係る評価

施設の稼働に伴う悪臭の影響について、「悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準」に示される規制基準を環境保全目標として設定し、予測結果との間に整合性が図られているかについて評価した。環境保全目標を表 5-4.14 に示す。

## 2) 評価結果

### ア. 環境影響の回避・低減に係る評価

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置を踏まえると、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、環境保全措置を講じることにより、回避または低減がなされるものと考えられる。

以上のことから、施設の稼働に伴う悪臭の影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価する。

### イ. 環境保全に関する施策との整合性に係る評価

施設の稼働に伴う悪臭の予測結果は、表 5-4.14 に示すとおりであり、環境保全目標を満足することから、環境保全に関する施策との整合性が図られているものと評価する。

表 5-4.14 施設の供用に伴う悪臭の評価結果

単位：ppm

特定悪臭物質名	予測結果	環境保全目標	備考
アンモニア	1 未満	1	「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく特定悪臭物質の敷地境界上での規制基準(第1号規制)のうち第2種区域で適用される基準
メチルメルカプタン	0.002 未満	0.002	
硫化水素	0.02 未満	0.02	
硫化メチル	0.01 未満	0.01	
二硫化メチル	0.009 未満	0.009	
トリメチルアミン	0.005 未満	0.005	
アセトアルデヒド	0.05 未満	0.05	
プロピオンアルデヒド	0.05 未満	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 未満	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02 未満	0.02	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 未満	0.009	
イソバレールアルデヒド	0.003 未満	0.003	
イソブタノール	0.9 未満	0.9	
酢酸エチル	3 未満	3	
メチルイソブチルケトン	1 未満	1	
トルエン	10 未満	10	
スチレン	0.4 未満	0.4	
キシレン	1 未満	1	
プロピオン酸	0.03 未満	0.03	
ノルマル酪酸	0.001 未満	0.001	
ノルマル吉草酸	0.0009 未満	0.0009	
イソ吉草酸	0.001 未満	0.001	